

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 伊藤 進 様 あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿七丁目4番4号 武蔵ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 22.08.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 17P00410		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/019666	国際出願日 (日.月.年) 26.05.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B8/12(2006.01)i, A61B8/14(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) オリンパス株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 14.08.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 富永 昌彦 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2U 4461

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-10	有
	請求項	1, 11	無
進歩性 (I S)	請求項	2-10	有
	請求項	1, 11	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-11	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2016-158698 A (国立大学法人浜松医科大学、本多電子株式会社)
2016.09.05, 段落22-49、図2-7 (ファミリーなし)

<請求項1>

請求項1に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、生体内に挿入される円筒状ケーシング (外管) と、円筒状ケーシングの先端側に設けられ、円筒状ケーシングの長手方向に沿う面内に揺動可能に支持された超音波発振子 (超音波振動子) と、円筒状ケーシングの長手方向に沿って往復運動をする直動部材 (可動部) を有する駆動力伝達機構 (アクチュエータ) と、円筒状ケーシングの長手方向に沿って駆動力伝達機構と長手方向に直列に配置され、かつ、超音波発振子と長手方向に並列にされ、直動部材の往復運動を超音波発振子の揺動運動に変換する揺動軸 (変換機構) であって、駆動力伝達機構の往復運動による力の揺動軸における作用点が円筒状ケーシングの中心軸からずれて位置するとともに、直動部材における往復運動の駆動力の中心軸が円筒状ケーシングの中心軸に対して所定の位置だけずれている揺動軸とを有する、超音波プローブが記載されている (特に、段落24, 28、図2-7参照)。

したがって、請求項1に係る発明は、文献1に記載の発明と同一である。

<請求項11>

請求項11に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、円筒状ケーシングの先端側に設けられ、超音波発振子と揺動軸とを収容する第1の内部空間と、駆動力伝達機構を収容する第2の内部空間とを有する筐体を有する、超音波プローブが記載されている (特に、図2参照)。

したがって、請求項11に係る発明は、文献1に記載の発明と同一である。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

<請求項 2-10>

請求項 2-10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

文献 1 には、超音波プローブが記載されている（文献 1 の段落 22-49、図 2-7 参照）。

しかしながら、超音波プローブにおいて、第 1 の延出部を有する超音波振動子搭載部と、第 1 の延出部と係合する第 2 の延出部を有する可動部とを備え、第 1 の延出部と第 2 の延出部とは、外管の中心軸を通りかつ超音波振動子の揺動運動の軸に直交する平面を挟むように配置されていること、長手方向に沿って往復運動する可動部を有するアクチュエータが電磁アクチュエータであること、また、アクチュエータの枠部材の変換機構とは反対側に孔が形成されていることは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。